

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

平成 27 年 7 月 16 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条の 2 (略)</p> <p>(自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分)</p> <p>第 6 条 正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 正会員が自社設定投資信託受益証券等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 3 条第 1 項に定める不動産投信等及びインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則第 3 条第 3 項に定めるインフラ投信等の受益証券又は投資証券を除く。第 6 条の 2 において同じ。）について、事故処理に伴う一時的な取得等その他通常の業務に必要な取得等を行う場合には、前項の規定を適用しない。</p> <p>(不動産投信等及びインフラ投信等以外の自社設定投資信託受益証券等の取得等)</p> <p>第 6 条の 2 正会員は前条第 1 項の規定にかかわらず自社設定投資信託受益証券等について、次の各号のいずれかに該当する取得等を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 当初設定時又は当初運用時における取得等</p> <p>(2) 商品性を適正に維持するための取得等</p> <p>(3) 自社財産の運用を目的とした取得等</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産投信等及びインフラ投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等)</p> <p>第 6 条の 3 正会員は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たした場合において、不動産投信等及びインフラ投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得</p>	<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条の 2 (同 左)</p> <p>(自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分)</p> <p>第 6 条 正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 正会員が自社設定投資信託受益証券等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 3 条第 1 項に定める不動産投信等の受益証券又は投資証券を除く。第 6 条の 2 において同じ。）について、事故処理に伴う一時的な取得等その他通常の業務に必要な取得等を行う場合には、前項の規定を適用しない。</p> <p>(不動産投信等以外の自社設定投資信託受益証券等の取得等)</p> <p>第 6 条の 2 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(不動産投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等)</p> <p>第 6 条の 3 正会員は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たした場合において、不動産投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行うことができ</p>

正会員の業務運営等に関する規則

新	旧
<p>等を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 不動産投信等及びインフラ投信等の受益証券、投資証券であること</p> <p>(2) あらかじめ取得等に関する社内手続きが社内規則に定められていること</p> <p>(3) 取得等の実施に関し自社の取締役会において細則に定める事項が決議されていること</p> <p>(4) その他細則に定める要件を満たす取得等であること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正会員は、第1項第3号に定める取締役会の決議に基づき不動産投信等及びインフラ投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合には、細則に定める事項を速やかに公表しなければならない。</p> <p>(不動産投信等及びインフラ投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等の実施)</p> <p>第6条の4 正会員は、前条第1項第3号に定める取締役会の決議の日から起算して5日を経過した日以降でなければ取得等を行ってはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正会員は、不動産投信等及びインフラ投信等において取得価格又は投資家の投資判断に重大な影響を与える重要な事実を公表することが見込まれる場合には、当該事実を公表した日から起算して7日が経過するまでの間、取得等を行ってはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合の開示)</p> <p>第6条の5 正会員は、第6条の2又は第6条の3に掲げる取得等を行った場合には、別に定める投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき運用報告書又は資産運用報告において開示を行うものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1) クローズド・エンド型の不動産投信等の受益証券、投資証券であること</p> <p>(2) あらかじめ取得等に関する社内手続きが社内規則に定められていること</p> <p>(3) 取得等の実施に関し自社の取締役会において細則に定める事項が決議されていること</p> <p>(4) その他細則に定める要件を満たす取得等であること</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 正会員は、第1項第3号に定める取締役会の決議に基づき不動産投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合には、細則に定める事項を速やかに公表しなければならない。</p> <p>(不動産投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等の実施)</p> <p>第6条の4 正会員は、前条第1項第3号に定める取締役会の決議の日から起算して5日を経過した日以降でなければ取得等を行ってはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正会員は、不動産投信等において取得価格又は投資家の投資判断に重大な影響を与える重要な事実を公表することが見込まれる場合には、当該事実を公表した日から起算して7日が経過するまでの間、取得等を行ってはならない。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合の開示)</p> <p>第6条の5 (同 左)</p>

新	旧
<p>(不動産投信等が原資産となる証券、権利、取引の禁止)</p> <p>第6条の6 正会員は、自社が運用等を行っている不動産投信等<u>及びインフラ投信等</u>のみを原資産とする証券、権利、取引に対して投資してはならない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成27年7月16日から実施する。</u></p>	<p>(不動産投信等が原資産となる証券、権利、取引の禁止)</p> <p>第6条の6 正会員は、自社が運用等を行っている不動産投信等のみを原資産とする証券、権利、取引に対して投資してはならない。</p> <p>(同 左)</p>